

平成 30 年 5 月 23 日
危機管理部原子力安全対策課
内線 2 7 2 9

(件名)

浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正案について

1 概要

浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」(以下「県避難計画」という。)に基づき、現在、原子力災害重点区域の市町において市町避難計画の策定や避難先との協議が行なわれている。

策定された市町避難計画や避難先との協議結果等を踏まえ、県避難計画も必要な修正を行い、市町原子力防災対策研究会(第 12 回)において県内全市町に説明し、検討する。

2 県避難計画の主な修正内容

(1) 避難経由所の記載

「7 安定ヨウ素剤の配布・服用」の次に、「8 避難経由所」として項目を新設し、避難経由所について記載する。

【記載案】

8 避難経由所

広域避難は、不慣れな地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難先地域の実情に応じて、原子力災害に係る広域避難計画に基づき避難者が避難する際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所として避難経由所を設置する。

なお、避難経由所を設置する場合、具体的な所在地や施設名等については、避難先地域と協議のうえ、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

(2) 浜岡原子力発電所の現況、周辺地域の人口等の時点修正

下記について、平成 30 年 4 月 1 日の情報に時点修正を実施する。

- ・「1 総則」「(2) 発電所の概要」の表 1 「浜岡原子力発電所の現況」
- ・「1 総則」「(4) 原子力災害対策重点区域」の表 3 「浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口」及び表 4 「浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・方位別の人口」
- ・別表 1 「UPZ の避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点」

(3) その他の修正点

- ・「8 要配慮者等の避難等」において、新たに放射線防護対策を実施した、社会福祉施設等 2 施設を追加する。
- ・その他記載の適正化等を実施する。